

勝山市農業委員会第1回総会

招集者 勝山市長 水上 実喜夫

1. 日時 令和6年9月2日（月）午後1時30分

2. 場所 勝山市役所3階 第1, 2委員会室

3. 出席委員 農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名

農業委員

松村勘兵衛 廣瀬介治 斎藤勝 滝本和子 島田幸治 山口清
多田充江 山口拓雄 田中政男 長谷川敬祐 吉田武博 竹内富美子

農地利用最適化推進委員

横山定守 田中昭司 山内文寛 川原龍夫 山本清隆 松田数実
林博史 長谷川晶俊

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 2名

5. 日程 第1 (1) 臨時議長の選出について

(2) 議事 ア 議事録署名委員の指名について
イ 会長の互選について
ウ 会長職務代理者の互選について

(3) 会長・職務代理者のあいさつ

(4) 臨時議長退任

日程 第2 (1) 議長着任 議事再開

(2) 議事 ア 議席の指定について
イ 農業委員の担当地区割について
ウ 農地利用最適化推進委員の委嘱について
エ 勝山市農業公社の理事・評議員について

日程 第3 農地利用最適化推進委員委嘱書交付

日程 第4 (1) 議事 ア 委員報酬及び諸手当について

イ 慶弔等に関する申し合わせ事項について
ウ 農業者年金加入推進部長の選出について

その他 ア 全国農業新聞の購読について

イ 農業委員・農地利用最適化推進委員の互助会について
ウ 次回定例農業委員会等

	———— プロジェクターにて第1回総会の表示 ————
事務局 長代理	全員ご起立願います。「一同礼」 お座りください。 本日は、委員に任命されて初めての農業委員会総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、本日の農業委員会総会招集者であります勝山市長より招集のごあいさつを申し上げます。
市長	招集あいさつ
事務局 長代理	ここで市長は、退席いたしますので、よろしくお願いいたします。 ———— 市長退席 ————
事務局 長代理	本日の出席状況でございますが、現在、農業委員12名のうち12名全員の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数以上が出席していますので、この総会は成立しております。 本日は、委員が変わってから初めての農業委員会でございますので、誠に勝手ながら席順は辞令交付の順とさせていただきました。ご了承願います。 それでは、初めての総会でございますので、自己紹介をお願いします。農業委員の斎藤委員よりお名前と地区名をお願いいたします。 —— 自己紹介（斎藤委員→田中委員、長谷川委員→吉田委員） ——
事務局 長代理	ありがとうございました。つづきまして、事務局員の紹介をさせていただきます。私、農林課 農業振興係 課長補佐の向井でございます。課長（局長）につきましては竹生がおりますけれども療養中でございますので本日欠席をしております。続いて、農業振興係の林主査、農業委員会事務局 山本係長、坪内主事でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ここで、林主査については退席いたしますので、よろしくお願いいたします。 ———— 職員退席 ————
事務局 長	本日の農業委員会総会の日程について、レジメに従いまして、進めて参

代理	ります。 それでは、<u>日程第１（１）臨時議長の選出について</u> を議題とさせていただきます。 地方自治法第１０７条において、「議長の職務を行う者がいないときは年長の議員が臨時に議長の職務を行う」となっております。こちらを準用しまして年長委員の山口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし
事務局 長代理	ご賛同を得ましたので山口委員に臨時議長をお願いいたします。山口委員よろしくをお願いいたします。 ————— 臨時議長登壇 —————
臨時議長（山口）	ただいま地方自治法を準用するということで、臨時議長の指名をいただきました山口拓雄でございます。議事の進行が円滑に進みますようご協力をお願いいたします。 それでは、議事に入ります。<u>日程第１（２）ア 議事録署名委員の指名について</u> いかがいたしましょうか。
委員	議長一任
臨時議長（山口）	議長一任との発言がありましたので、五十音順で、斎藤勝（さいとう まさる）委員、島田幸治（しまだ こうじ）委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。 つづきまして、<u>日程第１（２）イ 勝山市農業委員会会長の互選について、および ウ 勝山市農業委員会会長職務代理者の互選について</u> を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 長代理	ただいま議題とされました農業委員会会長及び会長職務代理者の互選については、農業委員会等に関する法律第５条により「委員が互選したものをもって充てる」となっております。 互選には無記名投票と指名推薦、また、これまでの慣例としまして、選考委員による選考がございます。選考委員は、荒土・北郷・鹿谷地区から１名、北谷・村岡・野向地区から１名、平泉寺・勝山・猪野瀬・遅羽地区

	から 1 名の、計 3 名としております。
臨時議長 (山口)	ただいま事務局から説明がありましたように、互選には無記名投票と指名推薦、これまでの慣例としまして選考委員による選考がございますが、どのようにいたしましょうか。
委員	議長一任
臨時議長 (山口)	議長一任との発言がありましたので、 <u>3</u> 名の選考委員を選出させていただきます。荒土・北郷・鹿谷地区から吉田委員、北谷・村岡・野向地区から山口委員、平泉寺・勝山・猪野瀬・遅羽地区から滝本委員、3 名の方は、別室にて選考をお願いいたします。ただいまより暫時休憩いたします。 ————— 選考 —————
臨時議長 (山口)	再開いたします。吉田委員より発表をお願いします。
吉田委員	選考結果について発表いたします。会長には松村委員を選出いたしました。また、会長職務代理者については、会長より推薦頂きたいということになりました。よろしくお願いいたします。
臨時議長 (山口)	ただいま、会長には 松村委員と発表がありましたが、ご異議ございませんか。
委員	異議なし
臨時議長 (山口)	異議がないようですので、会長には松村委員をお願いしたいと思えます。つづきまして、会長職務代理者には会長より推薦をお願いいたします。ここで一時休憩したいと思います。
事務局	職務代理者は会長から推薦頂くということに選考委員会で決まりました。暫時休憩させて頂きまして、会長にしばらくお考え頂きたいと思えます。
臨時議長 (山口)	それでは再開いたします。松村会長より会長職務代理者の推薦をお願いいたします。

松村会長	はい。会長職務代理者には廣瀬委員をお願いしたいと思います。
臨時議長 (山口)	ただいま松村会長から廣瀬委員に会長職務代理者をお願いしたいとの発言がございましたがご異議ありませんか。
委員	異議なし
臨時議長 (山口)	異議がないようですので、会長職務代理者には廣瀬委員をお願いしたいと思います。ではお二人よりご挨拶をいただきます。
	————— 会長、職務代理 あいさつ —————
臨時議長 (山口)	みなさんのご協力を得まして、会長及び会長職務代理者が決定いたしましたので、臨時議長を退任いたします。
事務局 長代理	ありがとうございます。福井県農業会議定款第6条により、農業委員会会長は福井県農業会議の普通会员となります。それでは会長、職務代理は前の席へご移動をお願いいたします。 ————— 会長、職務代理 席の移動 ————— ————— 会長、職務代理に担当地区について確認 ————— ————— 会長にシナリオを渡す —————
議長	再開いたします。ここからは私が議長をいたします。よろしくお願いいたします。それでは <u>日程第2(2)ア 議席の指定について</u> を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局 長代理	勝山市農業委員会会議規則第7条では「委員の議席は会長が定める」となっております。しかしながら従来より、1番は会長、2番は会長職務代理、3番から12番までを抽選で決定いただいております。今回もその方法でお願いしたいと思います。
議長	ただいま、事務局より提案がありました。抽選でお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし

議長	では、作業を始めてください。 くじの入った箱を事務局が持ち歩きますので、斎藤委員から順に引いてください。引いた人からくじに名前を記入してください。記入後、くじを回収いたします。 ———— くじを引く / 回収 ————
議長	事務局から発表願います。
事務局 長代理	発表いたします。———— スクリーンに投影 ———— 1 番 松村会長 2 番 廣瀬職務代理 3 番 斎藤勝委員 4 番 滝本委員 5 番 島田委員 6 番 山口清委員 7 番 多田委員 8 番 山口拓雄委員 9 番 田中委員 10 番 長谷川委員 11 番 吉田委員 12 番 竹内委員 以上でございます。
議長	議席が決まりましたので、本来ならば議席順に並び変えをするところですが、本日に限り、このままの席順で進めさせていただきます。 つづきまして、<u>日程第2(2)イ 勝山市農業委員会の担当地区割について</u>を議題といたします。担当地区割について、会長及び会長職務代理者に一任させていただきたいと思います。いかがでしょうか。
委員	異議なし
議長	異議がないようですので、先ほど私と廣瀬職務代理者が協議した（案）を事務局から提示願います。 ———— 担当地区一覧 配布 ————
議長	ただいま、提示のありました担当地区について、ご意見、ご質問等ございませんか。
委員	異議なし

議長	異議がないようですので、提示した案のとおりよろしく願いいたします。 つづきまして、<u>日程第2(2)ウ 農地利用最適化推進委員の委嘱について</u> を議題とします。事務局より説明願います。
事務局長代理	先に、先日お送りしました、農地利用最適化推進委員の名簿につきまして、訂正をお願いいたします。6番の山本清隆（やまもとせいりゅう）さんの経歴でございますが、1行目 JA かつやまを勝山市農業協同組合に、2行目の“市道”を“指に導くの指導”に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。 それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明いたします。勝山市におきましては、条例により10名の推進委員を選任することとなっており、本年は10名の定員に対し、10名の応募がありました。各推進委員の氏名、年齢、経歴等につきましては、先にお送りしました資料のとおりでございます。また、追加資料としまして、推進委員の担当地区一覧をお配りしております。
議長	説明はお聞きのとおりです。こちらについて、ご意見、ご質問等ございませんか。ではこれより、<u>日程第2(2)ウ 農地利用最適化推進委員の委嘱について</u> を採決いたします。農地利用最適化推進委員の委嘱については原案どおり同意することにご異議ございませんか。
委員	異議なし
議長	異議がないようですので、<u>日程第2(2)ウ 農地利用最適化推進委員の委嘱について</u> は原案どおり同意することに決しました。 つづきまして、<u>日程第2(2)エ 公益財団法人勝山市農業公社の理事及び評議員の選任について</u> を議題とします。事務局から説明願います。
事務局長代理	現在、農業公社の理事は松村勘兵衛氏、評議員は山口拓雄氏・山内百合子氏であります。理事の任期は2年、評議員の任期は4年で、いずれも令和7年5月までとなっております。残任期間は9か月でございます。
議長	こちらについては、松村委員と山口委員は再任されていますので残任期間まで継続し、山内百合子委員の後任に女性評議員としまして、滝本和子委員をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委員	異議なし
議長	異議がないようですので、理事は松村委員、評議員は山口委員、滝本委員にお願いいたします。 つづきまして、<u>日程第3 農地利用最適化推進委員委嘱書の交付</u>を行います。ここで暫時休憩といたします。委員方は控室にておまちください。 ———— 演台のセット ———— ———— 農地利用最適化推進委員委嘱書交付 ———— ———— 机のセット ————
議長	再開いたします。ここからは農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席していただきます。本日は総会後に研修会を予定しておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。 初めに自己紹介をいたします。まずは農業委員から行います。（会長→職務代理→斎藤勝委員→田中委員、長谷川委員→吉田委員） 次に農地利用最適化推進委員のみなさん、お願いいたします。前の席の方は、どうぞ後ろをお向きください。（横山委員→山本委員、松田委員→斎藤清美委員） ———— 自己紹介 ————
議長	ありがとうございました。それでは、<u>日程第4(1)ア 委員報酬及び諸手当について</u> 事務局より説明願います。
事務局	（資料：農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬及び諸手当について） 委員報酬及び諸手当について説明いたします。 報酬については、勝山市の特別職の給与等に関する条例に基づき、1の表のとおりとされています。月額につきましては、毎月支払います。次の農地利用の最適化のための活動実績・成果実績につきましては、国の交付金の範囲内で3月中にまとめてお支払いをします。 その活動実績の把握のために、配布いたしました活動記録簿を毎月ご提出いただきたいと思います。活動記録簿については、用紙を事務局で準備いたしますが、様式のデータを希望される場合は、事務局までご連絡ください。メールでの提出も可能です。 旅費等につきましても、条例に基づき、片道2キロメートル以上の距離

	がある場合は資料のようにお支払いをいたします。 新たに選任された委員様方で、事前に送付しております口座番号及びマイナンバーの記入用紙の提出がまだの方は、提出くださいますようお願いいたします。
議長	説明はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、<u>日程第４（１）イ 慶弔等に関する申し合せ事項について</u>事務局より説明願います。
事務局	（資料：勝山市農業委員会弔事等に関する申し合わせ事項） 慶弔等に関する申し合せ事項について説明いたします。 委員・推進委員等の慶弔に関しては、資料のとおりです。会費といたしまして、月 500 円を半年分ずつ徴収いたします。なお、令和 6 年度分につきましては、９月から３月までの 7 ヶ月分を 9 月の定例農業委員会時に集金いたしますので、よろしくお願いいたします。
議長	説明はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、<u>日程第４（１）ウ 農業者年金加入推進部長の選出について</u>事務局より説明願います。
事務局	農業者年金加入推進部長の選出につきまして、説明いたします。 農業者年金という、農業者の老後生活の安定と福祉の向上のための公的年金がございまして、（独立行政法人）農業者年金基金法に基づき、農業委員会で業務を委託されております。普及推進にあたりましては農業者年金基金の方針より、農業委員会に農業者年金加入推進部長を設置することとなっておりまして、加入推進部長を対象とした会議や研修会の参加、加入推進対象者に対する戸別訪問等の加入推進・フォローアップ等を事務局と一緒にこなして頂きます。これまでは滝本委員が推進部長を務めてこられましたが、この度滝本委員が農業公社の評議員に任命されましたので、推進部長には新たに、多田委員を選出させて頂きたいと思っております。 なお、加入推進員として推進部長以外の委員方にも理解を深めて頂き、普及推進に務めて頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議長	説明はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問等ございませんか。ないよ

	うですので、 <u>その他</u> に入ります。 <u>ア 全国農業新聞の購読について</u> 事務局より説明願います。
事務局	全国農業新聞の購読について、ご説明いたします。お手元には最新の8/23号の新聞と申込用紙を配布させて頂いております。今回勝山市の記事も掲載されました。 全国農業新聞は、「農業委員・推進委員活動の参考書」といわれ、農業・農政等の商法や知識はもちろん、全国の農業委員会が創意工夫して取り組む事例や、農業に関する最新情報等役立つ情報が掲載されております。全国農業新聞を「読むこと」「普及すること」で農業委員会活動の活性化にも繋がりますし、委員一人一人が全国農業新聞から全国の情報を収集し、各担当地区の委員活動に役立つことが期待されます。 再任の委員方につきましては既に7割近くの方に購読頂いております。まだ購読されていない委員方及び新任の委員方につきましては、お手元の申込用紙に記入頂き事務局まで提出くださいましたら申込完了となります。是非皆様の購読をお願いしたく、よろしくお願いいたします。
議長	説明はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問等ございませんか。
林推進委員	前回申し込みしている人も、再度申し込みが必要なのでしょうか。
事務局	既に購読されている方は申し込み不要です。
議長	他、ありませんか。
川原推進委員	1ヶ月いくらですか。
事務局	1ヶ月700円です。申込用紙に記載頂く口座から自動引き落としとなります。
議長	他、ありませんか。ないので、 <u>イ 農業委員・農地利用最適化推進委員の互助会について</u> 事務局より説明願います。
事務局	(資料：勝山市農業委員会互助会等に関する申し合せ事項) 農業委員・農地利用最適化推進委員の互助会等について、説明いたします。互助会等として、研修会計を持っています。この会計につきましては、

	資料のとおりでございまして、親睦会や農地パトロール時の飲み物代、研修活動に係る資料代等にご使用させていただきます。会費は月 2000 円で、慶弔費と一緒に半年分ずつ徴収いたします。なお、研修費につきましても、9 月から 3 月までの 7 ヶ月分を 9 月の定例農業委員会時に集金いたします。よろしくお願いいたします。
議長	説明はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、<u>次回定例農業委員会について</u> 事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は 9 月 25 日（水）午後 2 時から、市役所 3 階第 1 会議室にて開催したいと思います。10 月以降、通常は午後 1 時 30 分からの開催となりますが、今月に限りまして、議会の関係上、午後 2 時からとさせていただきます。
議長	これをもちまして、勝山市農業委員会第 1 回総会を終了いたします。